

議第50号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例
京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。
別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分	単 位	駐 車 料 金
昼間	自動二輪車及び原動機付自転車	30分までごとに70円。ただし、30分までごとに70円を加えた額が560円を超えるときは、560円
	自動二輪車以外の自動車	30分までごとに200円。ただし、30分までごとに200円を加えた額が1,600円を超えるときは、1,600円
夜間	自動二輪車及び原動機付自転車	700円
	自動二輪車以外の自動車	2,000円
自 転 車	1日 1回	150円

別表第2を同表1 京都市出町駐車場とし、同表に次のように加える。

2 京都市御池駐車場

区 分		単位	駐 車 料 金
昼間	自動二輪車及び原動機付自転車	30分	100
	自動二輪車以外の自動車		250
夜間	自動二輪車及び原動機付自転車	60分	100
	自動二輪車以外の自動車		250

備考1 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前7時までをいう。

2 昼間及び夜間の区分を超えて駐車場に自動車及び原動機付自転車を駐車させる場合にあっては、その直前の時間帯の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金の上限額を適用する。

3 次に掲げる時間帯に自動二輪車及び原動機付自転車を駐車させる場合における当該時間帯1回当たりの駐車料金の上限額は、この表の規定により計算した額が500円を超えるときは、この表の規定にかかわらず、500円とする。

(1) 日曜日及び土曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前6時から午後12時まで

(2) 午後9時から翌日の午前9時まで

4 次に掲げる時間帯に自動二輪車以外の自動車を駐車させる場合における当該時間帯1回当たりの駐車料金の上限額は、この表の規定により計算した額が1,500円を超えるときは、この表の規定にかかわらず、1,500円とする。

(1) 日曜日以外の日（休日を除く。）の午前6時から午後12時まで

(2) 午後9時から翌日の午前9時まで

5 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる規定のいずれも適用することができる場合にあっては、最も低い額となるようにこれらの規定の全部又は一部を適用して駐車料金の上限額を計算するものとする。

(1) 自動二輪車及び原動機付自転車 3(1)及び(2)の規定

(2) 自動二輪車以外の自動車 4(1)及び(2)の規定

別表第3京都市御池駐車場の項中「15,000」を「20,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例別表第3の規定による京都市御池駐車場の自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市御池駐車場の夜間の1時間当たりの駐車料金の上限額を定める等の必要があるので提案する。